

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名張市は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三重県 名張市長

公表日

令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①障害者手帳に関する事務 ②障害福祉サービスに関する事務 ③自立支援医療費に関する事務 ④特別障害者手当に関する事務 ⑤日常生活用具に関する事務 ⑥補装具に関する事務
③システムの名称	障害者総合福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者手帳ファイル(身体・療育・精神)、障害者福祉サービスファイル、自立支援医療費ファイル(精神通院・更生・育成医療)、特別障害者手当等ファイル、日常生活用具ファイル、補装具ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8、11、12、14、25、38、60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、56の2、57、87、108、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、13の2、19、30、31、44、55、59の2条 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項 別表第二省令 ・第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 障害福祉室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 福祉子ども部 障害福祉室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7591
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 福祉子ども部 障害福祉室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7591

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ① 部署	健康福祉部 高齢・障害支援室	福祉子ども部 障害福祉室	事後	
平成28年4月1日	I. 5. ② 所属長	福永 ひとみ	田中 資三	事後	
平成28年4月1日	I. 7 請求先	健康福祉部 高齢・障害支援室	福祉子ども部 障害福祉室	事後	
平成28年4月1日	I. 7 請求先	健康福祉部 高齢・障害支援室	福祉子ども部 障害福祉室	事後	
平成30年10月15日	I. 3 法令上の根拠	番号法 ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、13、14、34、47、84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8、11、12、13、14、25、38、60条	番号法 ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8、11、12、14、25、38、60条	事後	
平成30年10月15日	I. 4. ② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7項 別表第二の16、19、26、56の2、57、87、109、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、19、30、31、44、53条	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7項 別表第二の16、19、26、56の2、57、87、108、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、13の2、19、30、31、44、55、59の2条	事後	
平成30年10月15日	I. 4. ② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の10、11、12、13、16、20、21、22、23、24、25、53、67、68、69、85、108、109、110の項 別表第二省令 ・第9、10、12、14、15、16、17、18、27、38、55条	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項 別表第二省令 ・第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	田中 資三	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	室長	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による項目削除
令和2年5月28日	II. 1 いつ時点の計数か	令和元年5月24日時点	令和2年5月28日時点	事後	
令和2年5月28日	II. 2 いつ時点の計数か	令和元年5月24日時点	令和2年5月28日時点	事後	
令和3年5月28日	II. 1 いつ時点の計数か	令和2年5月28日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和3年5月28日	II. 2 いつ時点の計数か	令和2年5月28日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和4年5月30日	I. 4. ② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、56の2、57、87、108、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、13の2、19、30、31、44、55、59の2条	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、56の2、57、87、108、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、13の2、19、30、31、44、55、59の2条	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和4年5月30日	I. 4. ② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項 別表第二省令 ・第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号 別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項 別表第二省令 ・第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和4年5月30日	II. 1 いつ時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年5月30日時点	事後	
令和4年5月30日	II. 2 いつ時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年5月30日時点	事後	
令和5年5月30日	II. 1 いつ時点の計数か	令和4年5月30日時点	令和5年5月30日時点	事後	
令和5年5月30日	II. 2 いつ時点の計数か	令和4年5月30日時点	令和5年5月30日時点	事後	